

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第一号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（平成三十年国税庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月七日

国税庁長官 藤井 健志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第一項第三号関係）			別表（第一項第三号関係）		
項番	法人税法施行規則 別表の番号	書式の名称	項番	法人税法施行規則 別表の番号	書式の名称
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
四	<u>別表六（十）</u>	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	四	<u>別表六（八）</u>	[同左]
五	<u>別表六（十三）</u>	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取 得した場合の法人税 額の特別控除に関す る明細書	五	<u>別表六（十一）</u>	[同左]
六	<u>別表六（十五）</u>	中小企業者等が機械 等を取 得した場合の 法人税額の特別控除 に関する明細書	六	<u>別表六（十三）</u>	[同左]
七	<u>別表六（十六）</u>	沖縄の特定地域にお いて工業用機械等を取 得した場合の法人	七	<u>別表六（十四）</u>	[同左]

		税額の特別控除に関する明細書			
八	<u>別表六（二十）</u>	地方活力向上地域等において特定建物等を取 得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	八	<u>別表六（十八）</u>	[同左]
九	<u>別表六（二十二）</u>	認定地方公共団体の 寄附活用事業に関連 する寄附をした場合 の法人税額の特別控 除に関する明細書	九	<u>別表六（二十）</u>	[同左]
十	<u>別表六（二十三）</u>	特定中小企業者等が 経営改善設備を取 得した場合の法人税額 の特別控除に関する 明細書	十	<u>別表六（二十一）</u>	[同左]
十一	<u>別表六（二十四）</u>	中小企業者等が特定 経営力向上設備等 を取 得した場合の法人 税額の特別控除に 関する明細書	十一	<u>別表六（二十二）</u>	[同左]
十二	<u>別表六（二十八）</u>	復興産業集積区域等 において機械等を取 得した場合の法人税 額の特別控除、企業 立地促進区域におい て機械等を取 得した場合の法人税 額の特別控除又は避 難解除区域等におい て機械等を取 得した場合の法人税 額の特別控除に 関する明細書	十二	<u>別表六（二十六）</u>	[同左]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
十五	<u>別表六の二（七） 付表</u>	各連結法人の当期控 除額の個別帰属額に 関する明細書	十五	<u>別表六の二（五）付 表</u>	[同左]

十六	別表六の二(十二)付表	機械等の取得価額に関する明細書	十六	別表六の二(十)付表	[同左]
十七	別表六の二(十六)付表	特定事業用機械等の取得価額に関する明細書	十七	別表六の二(十四)付表	[同左]
十八	別表六の二(十九)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	十八	別表六の二(十七)	[同左]
十九	別表六の二(二十一)付表	特定経営力向上設備等の取得価額に関する明細書	十九	別表六の二(十九)付表	[同左]
二十	別表六の二(二十五)付表	機械等の取得価額に関する明細書	二十	別表六の二(二十三)付表	[同左]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
三十	別表十二(十二)	特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	三十	別表十二(十三)	[同左]
三十一	別表十二(十三)	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	三十一	別表十二(十四)	[同左]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

- この告示は令和元年五月七日から施行する。
- 改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件別表の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。